

社会福祉法人松和会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松和会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう報酬等とは、社会福祉法第45条の35の第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(役員等の出席報酬)

第3条 役員等が理事会並びに評議員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しない。

2 この場合、交通費等の旅費は、別表1の報酬に含まれるものとする。

(役員等の勤務報酬)

第4条 役員が理事会並びに評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、業務に当たった都度遅滞なく支払うものとする。

3 報酬等は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の算定)

第6条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人松和会旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 旅費は、出張した都度支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会及び評議員会出席報酬	日額 10,000円
入所検討委員会出席報酬	日額 5,000円
評議員選任委員会出席報酬	日額 5,000円

別表2

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	日額 10,000円
監事研修等県内における研修報酬	日額 5,000円
上記以外の法人及び施設業務報酬	日額 10,000円